

今日の一問 (やまだ塾)

(2008年6月5日掲載)

No.34	2008年度以降の「老人保健事業」および「市町村が実施するがん検診」について述べよ。
解答	<p>①「医療制度改革」について</p> <p>2006年の医療制度改革に伴い、2008年度より「老人保健法」は「高齢者の医療の確保に関する法律」(高齢者医療法)に全面改正され、その中で「特定健康診査」や「後期高齢者医療制度(長寿医療制度)」などが規定されている。</p> <p>②「老人保健事業」について</p> <p>2008年度より「老人保健法」は「高齢者の医療の確保に関する法律」(高齢者医療法)に全面改正され、「老人保健法」に基づく老人保健事業(健康手帳の交付, 健康教育, 健康相談, 健康診査, 機能訓練, 訪問指導)は、高齢者医療法に基づき、生活習慣病予防の観点から医療保険者が実施する特定健康診査および特定保健指導と、「健康増進法」に基づき市町村が実施する健康増進事業(健康手帳の交付, 健康教育, 健康相談, 健康診査, 機能訓練, 訪問指導)となった。所管も老健局から「高齢者医療法」に基づく事業は保険局に、「健康増進法」に基づく事業は健康局に移管された。都道府県には、地域職域連携推進協議会等を通して医療保険者と連携し、健康増進事業と特定健康診査・特定保健指導との連携が円滑に進むように支援することが求められている。</p> <p>なお、2007年度まで老人保健法の基本健康診査と同時に実施されていた「生活機能評価」(65歳以上)は、2008年度からは高齢者医療法に基づく特定健康診査(40～74歳, 義務)・健康診査(75歳以上, 努力義務)と連携して、介護保険法に基づく地域支援事業として実施され、地域支援事業交付金の対象とされた。</p> <p>③「市町村が実施するがん検診」について</p> <p>市町村が実施するがん検診は、1998年度の負担金の廃止により市町村の独自事業として行われていたが、2008年度からは「健康増進法」に基づく「健康増進事業」に位置づけられ、市町村に努力義務とされ、所管は老健局から健康局に移管された。なお、2007年4月に「がん基本法」が施行され、「がん対策推進基本計画」では、実績が13～23%の「がん検診」の目標を「5年以内に50%」としている。</p> <p>(注)「問題46 2008年度以降の「健診(検診)」の名称・根拠法・実施主体・財源を一覧で示せ。」および「問題60 「がん対策推進基本計画」および「2008年度以降のがん対策」について述べよ。」を参照のこと</p>

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2008 Shunsaku Yamada. All rights reserved.